

# 障害者総合支援法と自立支援協議会

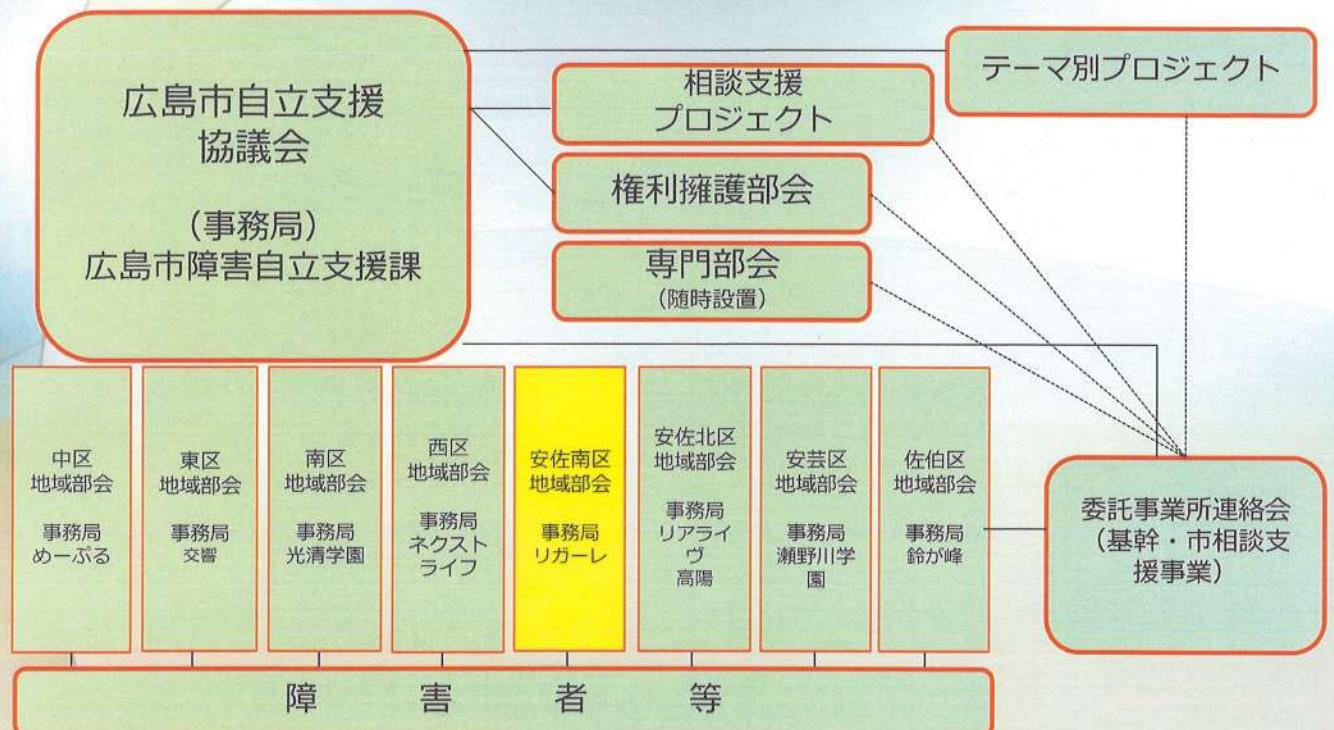
## 第八十九条の三（協議会の設置）

地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなくてはならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

## 広島市障害者自立支援協議会の体制

令和5年4月現在



※第八十九条の三（協議会の設置）に基づき、広島市は、基幹相談支援センターが事務局を担うが、地域の相談支援体制、地域づくりの核としての適切かつ活性化した協議会にするためには、障害児者等個々の様々な困りごと、悩み、不安等の相談に応じ、解決、解消に取り組むことで、具体的な個々の課題や資源の不足等を感じている相談支援従事者の参画は重要であり、また、設置主体であり相談窓口でもある市区町村行政の協議会への主体的な参画は必須である。【行政 + 相談支援事業 = 地域相談支援体制・地域づくりの基盤（土台）】